

難民 Refugees

Number

22

2002年第3号

UNHCR
ニュース

United Nations
High Commissioner
for Refugees



Operation Report

Bangladesh

恒久的な解決に向けて

アフガニスタンの
人々の声



UNHCR

国連難民高等弁務官事務所

Contents

Operation Report

バングラデシュ 恒久的な解決に 向けて

- 3 ミャンマー難民への支援
- 5 アフガニスタンの人々の声

Partnership in Action

- 6 キャンプを作り、運営する
シエラレオネでの活動

Domestic Asylum in Japan

- 7 日本の難民保護 第6回
- 8 難民申請者の包括的な支援をめざして
- 9 難民法 第2回
- 10 日本は「難民」の砦となるのか?

- 11 UNHCR 国会議員連盟

Interview

- 12 外務省 国際機関人事センター 所長 伊藤光子

Staff Profile

- 13 私とUNHCR 第2回

Guest Column

- 14 外務省 国際社会協力部 人道支援室長 相星孝一

eセンターから

- 15 緊急事態対応ワークショップ
韓国にて開催

From "Refugees" Magazine

- 16 スポーツに参加する

- 18 HCR協会から

Information

- 19 世界のUNHCRのニュースから

- 20 日本の歴史と庇護

Message from the Editor

瀋陽^{しんよう}の日本総領事館事件を受けて、難民や庇護問題に対する世論の関心が国内でも高まり、政府機関および国会でも、これまでにない活発な議論が繰り広げられています。そこで、今号では既存の議論に建設的な視点を組み入れるようにしました。

これまでに130万人以上のアフガン難民が帰還する中、バングラデシュからの帰還には、まだ長い道のりを要することが報告されています。一方、アフガニスタンでも、希望に満ちて帰還を果たす人々にとって、これから先も多くの困難が待ち受けていることがうかがえます。国際社会からの適切な援助が継続的に行われ、難民帰還の勢いに追いつけなければ、アフガニスタンは再び困難と幻滅と絶望の渦に巻き込まれ、ひいては新たな紛争へと発展しかねません。このような事態はなんとか避けていかなければならないのです。

お知らせ

UNHCR日本・韓国地域事務所はホームページを開設しています。ぜひご利用下さい。資料紹介もあり、ホームページから電子メールでのお申し込みも可能です。

<http://www.unhcr.or.jp>

資料に関するお問い合わせ先

UNHCR(ユー・エヌ・エイチ・シー・アール)
日本・韓国地域事務所 広報室

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前5-53-70

UNハウス(国連大学ビル)6階

TEL 03-3499-2310(広報室直通)

FAX 03-3499-2273

その他のお問い合わせ先

TEL 03-3499-2011(代表)

UNHCRニュース

「難民 Refugees」No.22 2002年8月

発行人 カシディス・ロチャナコン
編集 浅羽俊一郎、箱崎律香、大川宝作
野中聖子、目沢寿美子
デザイン 鈴木俊秀
制作 (株)トライ

UNHCRの援助活動は皆様のご寄付に支えられています。

ご寄付は郵便振替にてお願いいたします。

口座番号 00140-6-569575

加入者名 HCR協会

(手数料加入者負担)

難民
Refugees
Number 22
2002年 第3号

表紙写真

過去の記録写真から

メイン(モノクロ) 難民生活に終止符を打ち、バングラデシュからミャンマーのラカイン州に戻ってきた人々。UNHCR/Y. Saita

上 - 右 自立向上のために行っているガラ染めワークショップ。リベリア難民が生活するジミ難民キャンプ、シエラレオネ。写真提供 ピース ウィンズ・ジャパン(PWJ)

上 - 左 6月20日「世界難民の日」に開催したUNHCR国会議員連盟の総会で議長を務める逢沢一郎事務局長。

下 カブール州のカキ・ジャバール郡で、家の再建に取り組むアフガニスタンの人々。UNHCR/Afghanistan



Bangladesh 恒久的な解決に向けて

ロヒンギャ難民の発生からすでに10年。多くの人々はミャンマーへ帰還したが、まだ2万人が Bangladesh で難民生活を続けている。恒久的な解決を模索するロヒンギャ難民の実情を報告する。



Bangladesh

Bangladesh にいる
ロヒンギャ難民。
UNHCR/C. Sattlberger

10年間の避難

2002年2月現在、2万1801人(3387世帯)のミャンマー難民が Bangladesh のコックスバザールでキャンプ生活をしている。コックスバザールは Bangladesh の南東にあるミャンマー国境近くの小さな町である。キャンプからはミャンマーの山々が見える。車で少し行って、両国の間を流れるナフ川を約20分かけて渡ればもうミャンマーである。彼らとその川を越えて逃れてきたのは1991年～92年にかけてであった。

当時 Bangladesh に流れてきた難民の数は約25万人であった。ミャンマー北西部にあるラカイン州のロヒンギャという少数民族である。彼らはミャンマー政府から市民と認められておらず、社会的な差別も受け、一斉にラカイン州を逃れてきたのである。

ミャンマーへの自主帰還は、それでも1992年に始まった。これまでですでに23万人近くの難民が帰還した。今、残って

ミャンマー 難民への支援

いるのは、全体の7%ということになるが、かれこれ10年間キャンプ生活をしていることになる。

キャンプでの生活

Bangladesh は決して豊かでないばかりか、世界でも最も人口密度の高い国の一つとして有名である。「難民をずっと抱えている余裕などない、難民にとって一番いいのは自国に帰ることである」と Bangladesh 政府は常々語ってきた。難民のキャンプでの活動は政府によって制限されている。特別な理由を除いてキャンプの外に出るはいけず、収入も



ミャンマー・
ヤンゴン事務所
プログラム・オフィサー

河原直美

Profile

かわはら なおみ

1965年、兵庫県生まれ。筑波大卒。東京学芸大学にて教育学修士号を取得。銀行に勤務後、1996年よりUNHCRルワンダ事務所の職員に、その後アルバニア事務所、ミャンマー事務所を経て、2001年より現職。UNHCRに就職した理由は、国連機関の中でも最も現場指向が強く、祖国を追われた難民の問題を専門に扱っていることに興味があったから。

得てはいけないうことになっている。

UNHCRは難民がキャンプで生活してゆけるように他の国際機関やNGO（非政府組織）と協力しあい、食糧や水、教育、保健など様々な分野での援助をしている。

女性や子ども、老人などには特別な注意が払われている。ほとんど全員がイスラム教徒のため、伝統的には女性の活動は限られている。女性は外出せず、教育を受ける必要もないとされる社会である。しかし、文字が読めれば、技術があれば、女性も収入を得ることができ、家族をより強く守ることができる。そういった意味で、いずれミャンマーに帰った時に役立つようにと、UNHCRは、女子の教育および女性の職業訓練に力を入れている。

解決策を探る

難民の帰還は、今でも少しずつ続いているが、そのペースは大変遅い。昨年は283人の帰還があったのみである。バングラデシュ政府が難民に早く帰って欲しいと願っているのに対して、ミャンマー政府はロヒンギャ民族の受け入れには積極的ではない。帰還ができる日は週一日のみ、それもミャンマー政府が承認したケースのみ、また家族が全員揃っている世帯のみなどと条件がある。

ロヒンギャ難民がバングラデシュに来てから10年、恒久的な解決策を見つけなくては、彼らはずっとこのまま中途半端なキャンプ生活を送ることになる。そこで、昨年からはUNHCRは新たな展開を求め、さらなる帰還の促進と、帰還以外の解決策を探る方針を打ち出した。

政府と難民の感情

まずは難民のデータを新たに取ることから始まった。昨年の11月から12月にかけて、バングラデシュ政府と協力の下、一斉に難民全員のインタビューを行った。「ミャンマーに帰る意思があるか、こういった条件が揃えば帰れると思うか」。UNHCR事務所が総出で質問表を前に世帯ごとに聞いていったのである。

大作業の末、次のような結果が出た。帰る意思があるという人が全体の35%、条件付きだが（ミャンマーが民主主義国になったらなど）帰る意思はあるという人が61%、そして、帰る意思がないという人が4%である。

この結果に基づき、今は帰還の促進が行われている。帰る意思があり、かつミャンマー政府に承認されているケース（全体

の約15%）を帰還できるよう、ミャンマー側のUNHCRと連携して環境を整えている。ミャンマー政府とUNHCRの交渉の結果、帰還できる日は週一日のみでなく週3日になった。家族が全員揃っていない世帯でも、バングラデシュ政府がその理由を説明した証明書を発行すれば帰還できるということにもなった。

最終的にどれだけの難民が帰ることになるか、現在、非常に注目されているところである。実際には出発間際で気が変わるケースもある。いよいよ船に乗って川を渡ろうという時に、やはり今は帰りたいくないという人もいる。もちろん、そのような難民を無理に帰すわけにはいかない。そういう時は、またキャンプに戻るのである。

実際、難民の帰還の意思を本当に測るのは難しい。途中で何らかの理由で気が変わるということもあり得るし、バングラデシュ政府の手前、もともと敢えて本音を言わなかったというケースもあり得る。口にはしないが、実際には難民は政府からのプレッシャーを大きく感じているようである。UNHCRは難民の意思を常に確認するよう努力を怠らない。

昨年、ある難民の女性をインタビューした時のことである。インタビューが終わり、記録用紙にサインまたは拇印を求めたら、彼女は断固としてそれを拒否した。どうもその用紙を帰還の意思確認の用紙だと勘違いしたようであった。「私は帰る意思はないのだ。ここにサインをしてしまったら、私は無理矢理、帰らされてしまう」とまくしたてた。そういった目的のサインではないということ、誰も彼女を強制的に帰還させることはできないのだという説明をするのに随分時間を費やしたのであった。

帰還の意思があり、ミャンマー政府が承認した難民の帰還は、2003年の中頃に完了される予定である。難民の意思の尊重にUNHCRは特に注意を払わなければならない。そして、その後は、さらに残った難民のための恒久的な解決策を見つけることがUNHCRの課題となるであろう。それについては具体的な見通しが現在あるわけではない。難民問題は状況、環境によって大きく異なるが、バングラデシュにおけるミャンマー難民のケースは、それが本当に一朝一夕では解決しがたいという一例であろう。



コックスバザールにて、筆者。



UNHCRの財政支援で行われている学校建設作業に携わる帰還民。
UNHCR/Y. Saita

UNHCR
日本・韓国地域事務所
広報官
はこざきりか
箱崎律香



筆者、左から2番目。

今年3月下旬より1か月間滞在したアフガニスタンで、パキスタンから故郷をめざす帰還民や、いまだ故郷に戻れずキャンプ生活を続ける国内避難民と、直接話をする機会に恵まれました。帰還民は、これからの生活に不安を感じながらも、平和に大きな期待を寄せています。一方、国内避難民たちは、治安や干ばつなど故郷の状況が一日も早く改善され、地元に戻れることを願っています。その中から4人に、故郷を逃れたいきさつや今の想いを語ってもらいました。

早くフルートを吹きたい

パキスタンからアフガニスタンに帰還したアブドゥール・ジャバー・アヌワールさん(右端)は57歳。一足先にカブールに戻った妻を除く家族5人で帰還した。22歳になる次男(左端)は生まれつき難聴。アブドゥールさんは、長年、フルート奏者として首都カブールのラジオ局で活躍していた。近隣諸国にも十数回招かれて演奏会を開いたり、CDを出したりした経験の持ち主だが、1996年末、音楽を禁止したタリバンの迫害を逃れて、カブールを後にした。そして、パキスタンのペシャワールで家賃が月に約3000円程度の小さな部屋を借り、家族6人でひっそりと暮らしていた。難民となつてからの5年半で、アブドゥールさんは「急に年をとったような気がする」という。所持品は少ないが、フルートだけは大切に保管していた。カブールに戻り、再びラジオ局でフルートの演奏ができることを楽しみにしている。



「妻も学校へ行かせたいのです」

この一家は、パキスタンのペシャワールにある難民キャンプで、カーペットを織り、生計を立てていた。長時間にわたる労働と非衛生的な仕事場のために、家族全員が体調を崩したという。アフガニスタン国内の情勢はまだ安定していると

アフガニスタンの人々の声

はいえないが、「一刻も早く帰りたい」と、これ以上待ちきれなくなって帰還を決断した。以前住んでいたカブールの住居は、内戦



で完全に破壊されてしまったという。新たに住む場所を探すことから始めなくてはならない。そして仕事が見つかるかどうかも大きな心配事だ。子どもだけでなく、十分に教育を受けられなかった妻も学校へ行かせたいと希望しているが、「収入が満足に得られなければ、残念だけど、妻や子どもたちにも働いてもらわなければならない」と言う。

再び教壇に立つことを楽しみに

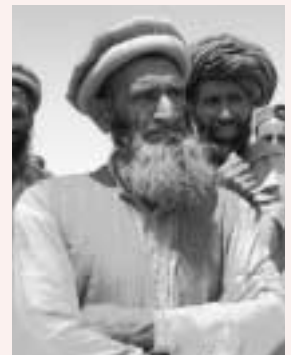
パキスタンからカブールに帰還したばかりのザルグーナ・ジャバールヘル(30代前半)さん。タリバン政権前は、カブール大学でジャーナリズムの講師をしていた。タリバン時代には、自宅で他の2人の女性とともに、密かに少女たちに読み書きを教えていた。ザルグーナさんのこの「ホームスクール」で勉強を続けることができた少女は180名にも上る。しかし、彼女の行動を怪しんだタリバンは、突然やって来ては、幾度となく彼女の自宅を捜査した。時には叩かれることもあ



ったという。その後パキスタンに逃れ、ペルシャ語のライターとして活躍。今、カブールに戻り、カブール大学のジャーナリズム科で再び教鞭をとることが決まっています。「今から、教えるのを楽しみにしています。最大の喜びは、学生から敬意を払ってもらえることです」。

「帰りたいけどまだ帰れない...」

バズ・モハマドさん(52歳)はアフガニスタン北部のタカール州の出身。今はパキスタンとの国境に近いジャララバード郊外の国内避難民キャンプで、妻と4人の幼い子ども達とテント生活を強いられている。タリバンの主要民族がバズさんと同じパシュトゥーン人だったため、タリバン崩壊後、これまでタリバンの弾圧を受けていた他民族によって家を焼かれてしまった。同じ村の十数家族とともに雪山を一か月半近くかけて歩いて、今のキャンプにたどり着いた。その間に、わずかばかりの資金はすべて食べ物と着る物に変わってしまった。キャンプでは約450家族のまとめ役だという。アフガン難民の帰還が進む中、バズさんは、「故郷に帰っても住む所もなければ、頼れる親戚もいない。治安もまだ不安定だし、帰りたいけど帰れない。辛いけど、しばらくはここにいるより仕方ない」とため息をつく。



(写真撮影は筆者)



バンダジュマ難民キャンプの人々。

キャンプを作り、運営する シエラレオネでの活動

ピースウインズ・ジャパン (PWJ)
シエラレオネ ボー事務所
フィールド・コーディネーター
ふくい みほ
福井美穂



6月20日、「世界難民の日」を祝い、人々と踊る筆者。
バンダジュマ難民キャンプにて。
写真提供：筆者

ピースウインズ・ジャパン (PWJ) は、世界各地で紛争や貧困などの脅威にさらされている人々、特に政治、経済、安全上の理由などによって支援が行き届きにくい地域の人々に対して支援活動を行うことを目的に1996年設立されたNGO (非政府組織) です。現在は、イラク、アフガニスタンを含めた7か国で支援を展開しています。

PWJはシエラレオネでの帰還民の需要にこたえる形で、2001年4月にUNHCRの援助計画の実施協力団体として活動を開始しました。10年続いたダイヤモンド鉱山をめぐる紛争は、1万人を超える死者と、国民数の約3分の1といわれる避難民を生み出し、紛争中は少年・少女兵問題や反政府組織による市民の手足切断などの残虐行為で国際的な問題になりました。しかし、今年5月の大統領および議会選挙は多くの懸念をよそに平和裏に行われ、現行の大統領と与党の再当選、元反政府軍政党的の惨敗など人々の平和への願いを反映した結果となりました。現在、ギニアへ避難していたシエラレオネ難民の帰還にも拍車がかかっています。その一方で、2001年後半から不安定化した隣国リベリアからやや情勢が安定したシエラレオネに逆に難民が逃れて来るという皮肉な結果にもなっています。こうした状況を受けて、PWJは現在シエラレオネ国内の次の3か所以下のような活動を行っています。

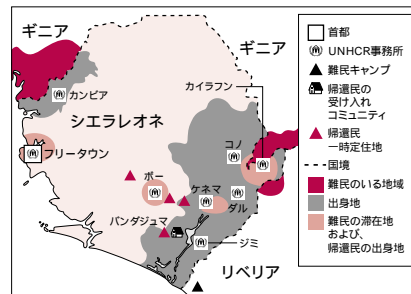
1. 南部バンダジュマでの帰還民および難民キャンプの設営
2. 南部ジミでの難民キャンプの設営
3. 東部コノ地区での帰還民支援として給水設備の供給

バンダジュマ、ジミのキャンプは、用地の安全 (国境から遠いこと) や給水について調査後、シエラレオネ南部に設営

しました。2002年7月4日現在、バンダジュマ・キャンプでは難民3850人 (1350家族) が暮らしています。ジミ・キャンプでは、4603人の難民 (1499家族) がPWJの支援を受けています。私たちは、そこで住居と安全な水を確保し、彼らにより自発的な生活を送れるよう運営しています。帰還民は、最終的には自分たちの出身地へ戻るものと期待されており、帰還への意思を鼓舞し続けることも重要です。なお、バンダジュマ・キャンプにいた帰還民は全員、2002年5月までに、出身地へ自主帰還を遂げました。他方、依然として予断を許さないリベリアの状況を受けて、難民の流入はバンダジュマ、ジミ両キャンプへと一週間に平均200人の状態で続いています。こうした難民の受け入れ先の村人は治安が脅かされたり、森が荒らされるなどの理由で不安に思うため、難民と受け入れコミュニティとの間に立つて相互理解を促進するのもPWJの役割です。特に難民の帰還が短期間では容易でなく、地域への適応が解決策の一つとして見出されることを考えたとき、受け入れコミュニティとの関係は大変な重要性を持っています。

PWJはキャンプの設営と全体運営を任されていますが、キャンプでの支援は、医療や教育、児童や弱者の保護など、多岐にわたっており、様々な専門性を持つ国連機関やNGOによって支えられています。その中で、キャンプを運営する団体として、他団体との調整を行いつつ、支援にあたっています。

もう一つの支援は、シエラレオネ東部の元激戦地であったコノ地区での給水設備の確立です。難民が帰還した先で安全な水が得られるよう井戸の掘削を行っています。コノ地区はダイヤモンド産出で有名な地域ですが、それはとりもなおさ



ず戦闘が激しかった土地を意味し、家屋は全滅に近い状態です。そこでPWJが支援を展開することで、まだ国内外にしながら帰還を躊躇する人々に対して、帰還先が安全であるとのメッセージを送る役割も果たしています。

このように、PWJのシエラレオネでの支援は、緊急・復興・開発というさまざまな要素を併せ持っています。この中で、私自身はフィールド・コーディネーターとして働いていますが、内容はこれまで述べた事業運営とその予算管理、そして事業を実施するために必要な支援が滞らないよう他団体と調整することです。

アフリカでの任務が初めてであった私にとって、日本で受けたeセンター (p15-16参照) 主催の「緊急事態対応ワークショップ」での危機管理、通信機器の使用、実際的な緊急支援の対応シミュレーションなどは、自分を素早く現地の状況に溶け込ませる助けとなりました。

様々な経験や知識をUNHCR、そして様々な機関や関係者と共有しながら、PWJはすべての人々が紛争や貧困などの脅威にさらされず、人間らしい生活を営めることを目標に今日も援助を展開しています。

日本の
難民保護

第6回

UNHCR日本・韓国
地域事務所
首席法務官

ディエゴ・ロゼロ

難民に門戸を
開く方法

責任分担

各国政府は様々な方法で難民保護に貢献している。主に発展途上国である難民発生地域の周辺国は、世界各地の難民の大多数に一時的庇護を与えている。豊かな国々は、UNHCRやNGOを通して彼らに食糧や住居を与えるための資金を供給する。その中でもより豊かな国々は、同時に難民条約の適用の最前線にあり、合法・非合法に入学して難民認定申請を行う人々のための手続きを国内に設けている。最後に、毎年9万人を超える難民が「第三国定住」の制度によって先進国で庇護を与えられている。

瀋陽の日本総領事館事件の後、一部の政府関係者は日本にこれまで明確な難民保護政策が無かったことを認め、現在様々なグループが制度の見直しを行っている。ほぼ合意に至っているのは、日本にいる難民や難民申請者を助けるためにもっと何か出来るだろうということである。

他方、日本はすでに人口過密で多くの難民を受け入れることは出来ないとの意見も報道されている。これは本当だろうか？ UNHCRの統計で、国内で保護している難民数（インドシナ難民を含む）と総人口を比べた場合、日本は150か国のうち125位である。また、日本はいま不況でこれ以上の人口を支える費用など捻出できないという人もいるが、難民に対するGDP（国内総生産）の比較では日本は136位である。さらに、国土が狭いため受け入れは無理だという人もいるが、難民と国土面積を比較する（1平方キロあたりの難民数）と日本は150か国中90位で、この理由もあまり当てはまらないことが分かる。

日本に多くの難民・庇護希望者が来ない、あるいは来られない理由は複数あるが、彼らは入国方法が適法であるか否かにかかわらず、1951年の難民条約の保護を受ける権利がある。

日本に合法的に来るために必要な査証（ビザ）を手に入れることのできる庇護希望者はほんの一部であり、そもそも大多数の人々にとって日本まで来ることは財政的に困難である。さらに日本は不法入国の取り締りが厳しいなどの要因がいまって、日本での難民申請件数は低レベルに留まっている（表1参照）。

日本がより相応の責任を果たすためには、難民受け入れのための第三国定住（resettlement）枠を設けることも一案かもしれない。別に新しいアイデアではない。先進国の中には、難民条約上の義務とは別に、当該国まで自力で来られない難民を保護するために別のルートを設定している国もある。これらの合法的なルートの中でも最も多いのが、第三国定住であり、第二次世界大戦以降、何百万もの難民がその対象となってきた。1975年以降、米国だけで、アジア、欧州、アフリカ、中南米の第三国から250万人以上の難民を受け入れている（表2参照）。

このことは過去数年来、緒方貞子前難民高等弁務官の時代から取り上げており、現在のリード・ルベルス高等弁務官は特に日本社会の高齢化に鑑みて難民に対する第三国定住枠の設置を強く促している。

日本も過去20年間で何千人ものインドシナ難民を国外から受け入れてきており、彼らの日本での定住も比較的順調であるため、もはや第三国定住は日本にとって「前例がない」というタブーではない。

第三国定住に伴う利点は多数ある。第一に、より多くの難民が日本で保護され、日本と経済的・人道的価値観を共有する

他のG7諸国との格差が縮まることになる。第二に、第三国定住枠によって来日する難民は入管法に沿って適切な査証を所持して来るため、入国の流れを管理できる。これにより、一方で拘禁（収容）や訴訟の問題、また一方で不法入国した難民が直面する様々な苦勞が回避できるかもしれない。難民保護の扉を第三国定住枠によって少しずつ開いていく方法は、「社会革命」³を要するものではない。

第三に、第三国定住は一般的に、UNHCRが様々な第一次庇護国で作成する難民のリストに基づいて行われ、日本政府はそのリストから選択でき、出入国管理職員が日本国内で難民申請を処理する手間やコストを削減できる。

最後に、第三国定住枠で受け入れる難民の選択は、人道と定住の難易度の双方に配慮して行える。たとえば、日本の農家の平均年齢は60歳に達しようとしているため、より多くの農民が必要であるとすれば、難民がその需要を満たせるだろう。適切な受け入れ施設や職業訓練、日本語クラスの提供は、彼らが十分に日本に適応することを可能にし、全ての難民のためになるであろう。

また、本国の状況が改善され難民の帰還が可能になる時、彼らは、困っていた時に救いの手を差し伸べてくれた国に対し感謝の念を抱きつづけるであろう。これは、グローバル化された今日の世界で、日本を含め全ての国が育む必要のあることである。（2002年6月30日記）

表1) 先進主要7か国における年平均難民申請数
《1992年-2001年》単位：人

ドイツ	15万9750	フランス	2万8100
米国	12万5860	イタリア	8340
英国	5万7290	日本	155
カナダ	2万9390		

表2) 第三国定住受け入れ上位国《2001年》
単位：人

米国	7万2500	ノルウェー	1500
カナダ	1万3500	フィンランド	760
オーストラリア	6600	ニュージーランド	700
スウェーデン	1500		

注：ロサンゼルス・タイムズ・シンジケートによって配信された米国の政治学者サミュエル・ハンチントンのコメント。その中で「日本が移民に門戸を開くためには『社会革命』が必要である」と唱えた。



国内難民支援部会
(RAJA)構成団体
(社)アムネスティ・
インターナショナル日本
(AJJapan)
難民担当
ふるや しん
古谷 晋

難民申請者の 包括的な 支援をめざして



アムネスティ・インターナショナル
日本が開催した講演会。この日は
難民申請者が、直面している厳しい
現実について語った。
写真提供：
アムネスティ・インターナショナル
日本

申請者が直面する 厳しい現実

現在、日本には多くの人々が難民として保護を求めてやってきます。しかし、残念ながら現在の日本には、難民申請者が求める十分な保護を与えられる確立された制度が存在しません。難民認定手続き制度の問題のみならず、申請中または認定後の生活面においても政府による十分な支援は行われておらず、現在も、日本に滞在する多くの難民申請者および認定者が常に厳しい状況に置かれている現実があります。

かつて母国でジャーナリストとして活躍していたある難民申請者は、「日本政府は難民を守ってくれない。それなのになぜ難民を保護しているなんて主張するんだ？ 空港で『わが国は難民を保護しません』と言ってくればこんなに苦しい思いをすることなく他の国に保護を求めたのに」と怒りをあらわに語りました。また、難民申請を行ったにもかかわらず、1年7か月もの間拘禁され、その間に病に冒され、放免後も通院生活を余儀なくされた申請者は、精神的にも追い詰められ、「日本を信じて必死の思いで辿りついたのに、こんな仕打ちを受ける位なら殺された方が良かった」と涙ながらに訴えました。仮に認定されたとしても、政府による生活支援が確立されていない現状では、言葉や仕事などでも辛い状況におかれます。今年に入り、孤独と闘いな

がらこれから先の人生を悲観し、ついには自らの命を絶った難民申請者もでてしまいました。自らの命を守るため、多くの苦難を乗り越えて日本にやって来た難民申請者がここまで追い詰められている。これが悲しい現実なのです。

パリナック 国内難民支援部会 (RAJA)

このような厳しい状況では、各団体が独自に支援活動を展開するだけで状況改善を実現することは困難です。パリナック国内難民支援部会 (RAJA) は、UNHCRと日本国内で難民支援を行うNGOとが協力し、これまで単一団体では不可能であった、より包括的な支援を行うことを目的として作られた枠組みです。状況改善に向けて、個別の難民申請者支援とともに、制度的な問題についても取り組めるよう、全国難民弁護団連絡会議 (JLNR)、難民支援協会 (JAR)、アジア福祉教育財団 難民事業本部 (RHQ)、日本国際社会事業団 (ISSJ)、日本福音ルーテル社団 (JELA)、法律扶助協会 (JLAA) そしてアムネスティ・インターナショナル日本の7団体は、UNHCRをパートナーとして、RAJAを発足させました。個別の難民申請者への支援では、各団体が緊密に連絡を取り合い、情報を共有し、それぞれの申請者が必要としている支援が行えるよう努力しています。さらに、国際協力フェスティバルや講演会などのイベントを通じて、

日本の難民申請者が直面している問題について一般の人々に広く知ってもらい、より深い理解を得るための活動も積極的に行っています。難民保護は、NGOや政府だけでなく、われわれ一人ひとりが保護制度について考え、解決に向けて参加することが重要です。

アムネスティが行う 難民支援活動

アムネスティ・インターナショナルは、世界人権宣言の全てが正しく守られる世界をめざし、世界140か国以上に100万人の会員を擁する国際人権団体です。

日本での難民支援に関しては、日々多くの難民申請者の方々からの問い合わせを受け、手続き上のアドバイスや、申請者の出身国における人権状況についての報告書の提供、政府に対する声明発表や申し入れ、本国送還への反対など、個別申請者への支援から法的側面での問題指摘まで多岐にわたる活動を行っています。また、ボランティアが、個別申請者の支援、講習会の企画、政府に要請するための手紙書きなど積極的に参加しています。

日本での難民保護制度 確立に向けて

現在、難民認定制度の見直しが議論され始めています。この動きは日本政府による制度改善に向けた第一歩として歓迎できるものでしょう。しかし、日本における難民支援改善の過程で最も重要なのは、申請者の声を聞くことだと思います。それをもとに、実際に彼らが必要としていることや、直面している切実な問題と向き合ってこそ、初めて改善、解決をめざすことができるのではないのでしょうか。また、具体的な制度改善に向けて、日本政府はUNHCRなどの国際機関、弁護士、NGOなど、これまで支援の現場で難民申請者と直接関わりをもってきた組織や個人と十分な協議を継続してゆく必要があります。さらには、企業、われわれ市民を含め、日本社会全体として、難民申請者の権利とその保護を含めた受け入れ体制を議論してゆく時期なのではないかと思われます。

(2002年7月31日記)



志学館大学法学部
助教授

新垣 修

あらかきおさむ
難民法に関する国際
会議「グローバル・
コンサルテーション」
の第2分野の会合に
出席。元UNHCR法
務官補。

難民法
第2回

難民の地位の 申請者と権利保障

このコラムの第1回では、『『忘れられた難民』の『忘れられた権利』』と題し、すでに日本で認定を受けた難民の処遇について触れました。今回は、まだ認定・不認定の結果は出ていないが、難民の地位の申請手続中である者、すなわち「申請者」の自由と権利について少し考えてみましょう。

申請者の権利保障体制については、たとえば就労の機会ひとつとってみても、難民条約加入国の慣行は一律ではありません。欧米諸国では、申請者に就労を許可している国は少なくありませんが、基準や実施方法などで違いがあります。とりえず難民申請の根拠があると認められ、かつ経済的に困窮しているような申請者に対しては、就労を特別に許可するといった政策をとる国、就労許可の前提として一定期間の居住を条件にあげる国など様々です。

これまで実務家や識者の間では、収容（拘禁）などの関連から、申請者の移動の自由といった個別の問題への関心は高いものでした。一方、申請者の権利一般に関する法的枠組みや範囲については、国際難民法学の領域で十分に議論されてきたわけではなく、ましてや、その法理が完成しているわけでもありません。た

だし、申請者の自由や権利については、概ね次のような見方があります。

第一に、申請者の権利保障を難民保護という枠だけでとらえるのではなく、国際人権法の発展という、より大局的視座からアプローチする方法があります。難民条約が起草された半世紀前とは異なり、国際社会は今、人権の優位という歴史的転換期にあります。実際、難民条約の採択以降、人権保護について様々な地域的・普遍的な合意がなされています。そして、一定の自由や権利については、外国人であるか否かに関わらず、また難民として認定を受けているか否かに関わらず、当然に認められるものがあります。

第二に、難民の地位の申請中は、難民であるという前提に立って申請者を処遇すべきである、つまり、申請者を「推定上の難民」とみなすべきだ、というアプローチが最近主張されるようになりました。認定をまだ受けていない申請者に対しても難民条約は一定の権利を認めている、という条約解釈^注がこの主張の背後にあります。

第三に、申請者の権利を、難民の保護という難民条約の目的とつなげるアプローチも必要です。庇護国での申請者の生活状況があまりにも厳しく制限されると、本人が難民であることを立証するための活動が制限を受けることもあります。最悪の場合、実際は本国で迫害が待ち受けているにもかかわらず、それを十分に証明できないため、送還に直面することもあるでしょう。加えて、衣食住といった基本的ニーズすら満たせない状態が続けば、認定結果が出る前に、申請者が帰国せざるを得ない状況に追い込まれかねません。要するに、権利保障体制の不備が、難民を迫害のおそれのある所に送還してはならないという難民条約上の義務に反するような結果を招く危険すらあるのです。

現在の日本では、申請者は、多くの困難に直面しています。申請者が申請時に在留資格を持っていないと、難民と法的に認められるまで基本的にその資格は与えられません。申請中も生活を成り立たさねばならないわけですが、在留資格がないと就労は難しく、多くの申請者が無

職の状態に置かれていると考えられています。また、医療保険などに加入できず、高額な費用を払えないため医療機関を利用できなかったという事例も少なくありません。加えて、日本に身寄りがおらず、また仕事や収入もないといった理由で、NGOや個人が提供する仮住まいや避難所を利用して生活していた申請者もいます。「申請者のための医療費支援金の拡充、彼女ら／彼らの健康保険への加入は急務の課題だ」という認識が、日本の難民支援者の間で高まっているのです。また、公的支援がないのであれば、申請者の就労の機会についても検討すべきではないかという声もあります。

これまで申請者の権利保障は、人道的・政策的観点のみから議論されがちでした。最近、難民保護制度の見直しが各方面で主張されていますが、今まさに、申請者の保障に対する慈善奉仕という見方を、権利・責任という発想に転換する好機なのかもしれません。

(2002年7月31日記)

注：もともと、申請者に対する権利保障の範囲は一律ではなく、庇護国と申請者との関係（例えば在留の法的状態）に応じて異なる、というのがこの考え方の前提です。



難民保護

国際難民法への手引き

各国の国会議員のために「列国議会同盟」と共同作成されたもの。日本語版の翻訳は難民支援協会（JAR）発行は日本国連HCR協会の支援によって実現しました。

日本は 「難民」の 砦となるのか？



全国難民弁護団連絡会議
世話人弁護士
わたなべしやうご
渡辺彰悟

6月20日、国連「世界難民の日」に行われた
UNHCR国会議員連盟の総会の席上、
提言を行う筆者。

1.動きはじめた改革論議

瀋陽^{しんやう}日本総領事館事件以後、顕著に日本での難民認定制度に関する議論が活発になってきている。私たちは、この動きを歓迎したいし、その議論の方向が、真に難民条約の履行・あるべき難民保護に進むことを願わずにはいられない。

2.最近の動向

6月に法務大臣の下で「難民部会」が設置され、60日条項、難民申請者の地位、不服申立制度の3点について諮問がなされることになった（部会長 横田洋三中央大学教授）。重なるように各党の中でも、難民認定制度についての議論が始まり難民認定制度のあり方に関する調査・検討・提言の動きが出てきた。

これらの動きは、私たちの予想を超える速さで展開している。その中で、6月20日のUNHCR国会議員連盟総会において日本国内の難民問題を取り上げて小委員会を結成し、論議を開始することが決定された。このチームの中で、最善の難民保護に向けての制度改革の議論が尽くされることを期待している。

3.議論すべき対象と課題

60日条項、難民申請者の地位、不服申立機関のあり方、いずれも重要な問題である。

ここで私たちが議論の対象とするのは、すでに日本の領域内にあって日本に対して庇護を求めている者で、難民条約上の「難民」として、人種・宗教・国籍・特定の社会的集団の構成員・政治的意見を理由として、迫害を受ける恐れがあるとされる者についての保護の問題である。

かかる難民条約上の難民は、もともと

「難民」として保護されるべきであり、どの国においても同じように保護されるべき人たちである。同じ水準で保護がなされなければ、国際的に条約義務履行の内容に格差が生ずることになる。この枠組みを明確にしてその難民条約上の保護に何が不足しているのかを明らかにすることが必要である。

私たちが思うのは、やはり日本の制度上に内包する矛盾である。出入国管理を扱う入国管理者が、一次判断と異議判断をすることにシステム上の無理がある。難民保護に向けられたエネルギーは全体として非常に小さなものとなっている。このことは難民調査官の絶対数が極端に少ないこと、その専門性を担保するためのシステムが不十分であること、国際的に議論がなされている難民認定基準のスタンダードの統一化に向けての動きが日本では見られないこと、出身国情報について管理する統一したシステムが存在していないことなど、その端的なあらわれであろう。

今の日本のシステムは「難民」にとって辛くそして不安なものとなっている。申請をしても不法入国あるいは超過滞在であれば、あくまでも退去強制手続の対象となってしまう、形式的には収容の可能性もあり、退去強制命令が出されることもありうる。昨年後半からのアフガニスタン人のように、申請者が過去の迫害の経験ともあいまって、収容そのものによってPTSD(心的外傷後ストレス障害)などの症状を呈する事例もある。このような結果は難民条約の義務の履行といえず、また理念にも反していよう。

基本的な制度のあり方そのもの、理念のところまで議論が尽くされる必要がある。

4.難民保護の可能性・必要性

難民の問題を議論するとき、消極に流れる議論として、受け入れを始めたなら大量に難民が押し寄せてくるのではないかとと言われることがある。

もちろん、近隣国における紛争によって大量に発生する可能性のある難民への対処の問題は存在する。しかしこの問題は「難民条約の履行」とは次元を異にする。たとえばインドシナ難民の場合と同様に、国際社会の中で日本がどのような範囲で役割を分担するかという問題となる。

さらに、日本は難民を受け入れる環境ができていないのではないかという指摘もある。しかし、日本の国民一人ひとりの意識はそれほど排外的であろうか。地域にいる外国人と共生していこうとする試みは小学校を含めた教育現場などで着々と進められているし、まさにそのような取り組みこそが日本の真の国際化を促す着実な道なのである。受け入れと同時に環境は作っていくべきなのである。

外国人が生活するにやさしい社会を構築していくことは同時に日本人社会のやさしさを示すものであろう。私たちは難民を含めた外国人の受容を自分たちの社会を映し出す鏡として、もっと真剣に情熱をもって、そして情緒に流れることなく分析的に進めていきたいものである。

(2002年7月31日記)



左から2番目が筆者。

UNHCR 国会議員連盟

「日本政府に難民と認定していただいたことに感謝したい」、6月20日「世界難民の日」に開かれたUNHCR国会議員連盟の総会で、このように話し始めたのは中国人の趙南さん。しかし、申請から認定にいたるまで11年もかかり、その道のりは決して楽なものではなかった。「長時間にわたる審査と、決定を長期間待つことは心理的に大きな圧力となりました」「支援は何もありませんでした。たどたどしい日本語で、彼は難民申請者への支援が無いに等しい日本の現状を訴えていた。

総会には、森喜朗議連会長、羽田孜衆議院議員をはじめ約50名が出席し、逢沢一郎事務局長の議事進行のもと主に日本国内の難民問題を話し合った。このような集いに難民が招かれたのは初めてであり、趙南さんに続いてエチオピア人のルソム・テクレさんが自らの体験を語った(囲み記事参照)。

法務・外務両省も招かれ、法務省からは、法務大臣の下での難民問題に関する専門部会の設置が報告され、外務省からは、「条約難民の処遇が充分ではないとの認識でおり改善していきたい」との発言があった。外務省は今後、インドシナ難民を対象にすでに行われてきた語学研修や職業斡旋などの社会保障を条約難民のために充実するよう、内閣官房を始め関係各省庁との連携を図っていく方針。

UNHCRは、日本の難民政策で改善の



超党派で構成されるUNHCR議連。
この日の総会には、各党の議員を
はじめとして出席者は60名を超えた。

余地がある主な点として、1)申請数・認定数が非常に少ない、2)申請者・認定者への支援不足、3)異議申し立て審査の独立性が確保されていない、4)60日ルール、の4点を挙げるとともに、各国の国会議員のために「列国議会同盟」と共同作成したハンドブック「難民保護国際難民法への手引き」を紹介した。

また、難民支援団体としては、「全国難民弁護団連絡会議」が現状を報告し(前ページ参照)さらに「難民支援協会(JAR)」は、申請者や自治体への情報提供、ケースワーカーや通訳の配置、入国から認定後までの包括的な支援体制の必要性などを指摘した。

最後に、各政党内で難民問題を学習している議員がすでにいる実情を踏まえ、各党で意見を出し合っていくことが望ましいとの観点から、超党派であるUNHCR議連の中に国内の難民問題についての小委員会の設置が決定された。

「難民教育基金(RET)」への議連募金については、6月20日現在、192万円の寄付があった旨が報告された。さらにUNHCR議連全体として今後とも、「難民教育基金」と国内の難民問題を今後の活動の二本の柱としていく方針が、逢沢事務局長より確認された。



森喜朗議連会長(正面)左は羽田孜顧問、右は逢沢一郎事務局長。
「世界難民の日」の総会で、国内の難民問題についての小委員会の設置が決定された。

難民の人々の声

ちょうなん
趙南さん



私は「難民認定申請」から11年後に難民として認定されました。特に、異議申し立てから最終決定までに8年もかかり、心理的に大きな圧力となりました。中には耐えられず自殺する人もいます。ですから、難民申請者や認定された人々の支援制度を作ることが必要です。

さらに、審査の期限を法律で決めて欲しい。難民は60日以内に申請せねばならないと法律で決められているのに、政府の審査には全く期限がないのはおかしいと思います。

また、申請者を拘禁すべきではありません。難民として申請し、その結果を待っているのだから、拘禁しなくても逃げたりするはずはないと思います。入管は、難民に対する見方を変えて欲しいです。

ルソム・テクレさん



難民申請中から、難民が自立できるまでの間の全体的な支援制度を作ってもらいたい。私は初め日本には知り合いがなく、住む所、言葉、仕事など日常生活について誰に聞いていいかわかりませんでした。住む所がなく、あるNGOの事務所で夜だけ寝かせてもらいました。言葉が分からず誰も仕事をくれないので、日本語の勉強を決断。でもお金がなく学校に行くのは困難でした。それで生活援助をする所を探しましたが、入管でも区役所でもわかりませんでした。難民には、日本の文化や歴史、生活の仕方などを教えるオリエンテーションが必要です。

特に入管の人々は、もっと難民のことを難民の立場からも分かってほしいです。難民の受け入れ制度を改善するために、日本の政治家の皆様には、難民を助けようという政治的意志を持ち、それを実際の行動にうつしていただきたいと思います。

Interview

外務省 国際機関人事センター
所長

いとうみつこ
伊藤光子さん

「JPO制度」をご存知だろうか。これは、各国政府が給与などの費用を負担して、国連職員をめざす若者に国際機関での職務経験を提供するというもの。日本では、外務省国際機関人事センターがこの事業を実施している。人事センター所長の伊藤光子さんにお話を伺った。

これまでの経歴についてお教え下さい

1981年に外務省に入省し、最初のポストが国連局経済課での国連ESCAPの担当でした。そんなこともあり国連が大好きになり、国連を中心に外務省でのキャリアを積んできたという感があります。87年からはマレーシアの日本大使館に赴任。ちょうどベトナムのボートピープルが次々と到着した時期で、UNHCRの担当としてピドン島の難民キャンプを訪れたりしました。UNHCRとの関係はこの時からです。その後、パリのOECD代表部に配属。94年に東京に戻り、国際社会協力部人権難民課で「女性の地位向上」、北京で開催された第4回世界女性会議、UNICEFなどを担当しました。そして、98年から現職に。これまで色々な国連機関と関わり、そこで働く日本人職員と交流してきましたので、今のポストに来て、多くの日本人職員と再会し、楽しく仕事をしています。

国際機関人事センターとは

1974年に外務省国連局の中に設置されました。国際機関における日本の人的なレプリゼンテーションが余りにも低い、日本人職員を増やす必要があるということで独立したセンターを設置したわけです。設立と同時にアソシエイト・エキスパート(AE)/ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JPO)制度も開始されました。この制度は、日本政府が給与などの費用を負担し、国連職員をめざす若い人を対象に国際機関で原則2年間の勤務経験を積む機会を提供するものです。これまでの28年間に計約1000人を派遣。現在は、毎年65人を派遣しています。女性の志望者が多く、昨年の例では65人中50人が女性でした。国際機関は現在、職員のジェンダーバランス(男女の割合)の改善に努めています。数多くの日本女性が2~3年のJPO任期終了後に正規職員になりますので、国際機関のジェンダーバランスの改善に、日本が一番貢献していると思います。

JPO制度を継続されての成果は?

UNHCRのような国際機関は外部からの職員採用のための空席公告がほとんど出ないので、途中から入ることが難しい。そのため、まず若い人がJPOとして入り、国連のカルチャーに慣れた後で、正規職員として採用してもらうことが非常に重要だと思います。UNHCRの場合は、2002年1月現在、日本人の正規職員49人のうち41人がJPO出身者、つまり、日本人職員の84%がJPOから正規職員になり、その後も活躍している人達なのです。このように、JPO制度は日本人職員の増加に大変効果的だといえます。

国際機関の中では、UNICEF、UNDP、UNHCRの3機関にJPOのほぼ半数が派遣されます。UNHCRの場合は、日本政府が推薦するJPO候補をさらに面接審査します。面接で不合格となる候補もいるので、受け入れ数は多くはありませんが、UNHCRが先に組織にぴったり合うと考えた人を選ぶので、おのずから正規職員になる確率も高くなり、また、ジュネーブ日本政府代表部からの採用の働きかけも功を奏して、昨年の任期終了者はほぼ100%採用されました。

派遣されたJPOの評価はいかがですか?

「日本のJPOはよく働かし、真面目だ」となかなか評価は高いです。

JPOは、人事センター宛に報告書を定期的に提出します。また、国際機関側からは成績評価が送られてきます。それらを一ひとつと読み、参考にしながら任期の延長や

JPO制度について詳しくお知りになりたい方は、国際機関人事センターのホームページ(<http://www.mofa-irc.go.jp>)をご覧ください。



「日本のJPOはよく働かし、真面目だ」となかなか評価は高いです。



難民のために尽くす心、人にサーブするという気持ちが大切です。

正規職員ポストへの採用支援などを行っています。

JPOを希望する読者のために、応募資格や必要なスキルや心得についてお教え下さい。

募集は例年2月頃から始まり、書面審査、語学審査、そして面接試験を行います。要件で特に挙げたいのは使命感と職務経験です。

UNHCRのように環境の厳しい困難地のポストが多い機関では、ただ漠然と「国際機関に就職したいから」では駄目で、やはり、精神的な支えとなる使命感が必要です。難民のため、恵まれない人のために尽くす心、また、「国際公務員」ですから、人にサーブ(奉仕)するという気持ちが大切です。そのことに生きがいを感じられる人が長続きしますね。

職務経験は、物事を社会的に捉え、しっかりとした自分の意見を持つためにも重要です。特にJPOになる前に国連職員として専門としたい分野での職務経験を持っていると、その後のキャリア形成にも大変有益です。

日々、活動的な伊藤さんの「元気の源」は?

いろいろな人の人生に少しでも関わり、お手伝い出来ることは楽しいものです。「本当に面白い仕事をしています」「自分にぴったりのポストに就きました」「やっと正規職員になれました!」という知らせが来ると本当に嬉しです。これが私の「元気の源」かもしれません。大変やりがいのある仕事です。



私とUNHCR

UNHCR チェコ・プラハ事務所
アソシエイト・プログラム担当

かしわ ふみこ
柏 富美子

スタッフプロフィール

Staff Profile

国連就職への憧れ

大学時代の知人にUNHCRでJPOとして勤務していると伝えると、必ず「意外だ」と驚かれる。私自身、フェリス女学院大学在学中は、国連の活動は自分とは遠い世界にあり、数年後JPOに応募するとは、全く想像もしていなかった。

大学卒業後は、商社で買い付け・輸入の仕事で2年半ほど担当し、海外出張など貴重な経験を積みさせてもらった。そうして色々な国の人々と仕事をするうちに、国際社会でキャリアを積みたいという思いが増し、留学を考えるようになった。しかし当初は「留学後は国連に就職」と漠然と憧れてはいたものの、どの分野での仕事かなど明確なビジョンに欠けていたように思う。そんな私が、難民とUNHCRに興味を持つようになったのは、留学準備中の1998年、クロアチアにあるボスニア難民キャンプで、ボランティアとして現地NGOの活動に参加したからだ。視野を広げたいという単純な動機からだが、キャンプで生活した1か月間は気づきと学びの連続だった。難民

との出会いから、自分がいかに世界の出来事に無関心であったかを気づかされ、また、彼らの温かい心と勇気に常に励まされた。そして「私たちのことを忘れてほしくない」というメッセージを胸に、将来は難民支援に携わりたいと考えるようになった。

意識しはじめたJPOへの応募

その後、UNHCR東京事務所ではボランティアをし、難民の状況とUNHCRの活動について学ぶ機会を得た。ちょうどこの頃、UNHCR職員(元JPO)から、外務省のJPO制度について聞き、国連機関就職への道としてJPOへの応募を意識するようになった。留学先の米国ジ

第2回

ョージタウン大学大学院では、自分の興味が深く、卒業後のキャリアにも役立つよう、人道援助政策と難民問題を専門に学んだ。夏休みにはボスニア・ヘルツェゴビナのUNHCR事務所

で3か月間インターンを行い、実践的な経験を得た。そうして私がJPOに応募したのは、大学院一年目の終わり。専門分野とインターンの経験を踏まえ、応募時からUNHCRへの派遣を希望した。先輩から助言をいただき、緊張の面持ちで臨んだニューヨークでの面接。後日、合格通知が届いた時は、やっと出発点に立ったと興奮を覚えた。今思えば関連分野での職務経験がない私にとって、実際に現場でインターンをしたことが、JPOの選考過程でもプラスに働いたように思う。

プラハ事務所へ

UNHCR本部との面接を経て、アソシエイト・プログラム担当官としてUNHCRチェコ地域事務所への2001年12月付けの赴任が決まった。赴任までは、半年ほど再びUNHCRの東京事務所でインターンを行った。その間、UNHCRの組織やプログラム担当官としての基本的な知識、またJPOとして仕事をする上での助言などを職員の方から伺った。

赴任後、特別な研修もなく、すぐに仕事にとりかかったことを考えると、インターン中にこのような機会に恵まれ、非常に幸運であったと思う。

プラハ事務所は、私を含めて国際職員3名、現地職員6名と比較的小さい。私はそこで、チェコ国内のロマ人を対象にした援助計画*を担当している。ロマ人コミュニティで活動するNGOや個人のプロジェクトを支援するほか、政府や国際機関への働きかけを行っている。また、予算管理や支援プロジェクトの選択、モニタリングや評価、レポート案の作成を任されている。JPOとはいえ、プロとしての仕事を求められていると痛感し、責任と何よりやりがいを感じている。

プラハ事務所のJPO受け入れは私が初めて。その上、担当する援助計画は新しく試験的なもので前任者もいない。そうした状況に正直なところ、着任当初は戸惑いもあった。しかし、事務所の代表をはじめ、経験豊富な同僚らの心強い支援のおかげで、試行錯誤しつつ、あっという間に半年が過ぎた。しかし、まだまだ学ぶことは沢山ある。先輩の助言を心に留め、正規職員をめざしてJPOの残りの期間をいかに過ごすかを考え、これからも積極的に仕事に取り組み、経験と実績を積みたいと思う。

最後に、JPOをめざす方に一言。JPOに必勝法などないが、先輩の助言は大変参考になる。積極的に情報を収集し、またボランティアやインターンとして実際に希望する機関で活動してみることも。組織についての理解を深め、自分の関心や目的を明確にできる。これは、JPOへの応募のためだけでなく、国際社会で仕事する上で非常に重要ではないだろうか。

注：ロマ人は、主に欧州で非定住生活を営む民族。以前は「ジプシー」という侮蔑的・差別的意味を含む名称で呼ばれ、その多くが差別の対象になってきた。UNHCRは、ロマ人のチェコ国内での社会・経済的状況の改善と差別廃止に貢献し、最終的には彼らの変動的な海外流出を予防・削減することをめざしている。



ロマ人の援助に関するセミナーに出席する筆者(右端)
(左上写真)ロマ人の子どもたちと。



外務省 国際社会協力部
人道支援室長
あいぼしこういち
相星孝一

Guest Column

日本と 難民支援

私は外務省に入省後、本省では経済協力局、アジア局、経済局、在外公館ではアルジェリア、フランス、韓国に勤務し、昨年4月に現在のポストに着任しました。それまで、難民問題ないしUNHCRを直接担当したことはありませんでしたが、湾岸戦争の際のクルド難民支援、カンボジア平和・復興プロセスでの難民帰還支援など、難民支援とも関わりの深い部署で勤務したこともあり、UNHCRの活動には以前より関心を持っていた次第です。現職に就いてから、ジュネーブのUNHCR本部での協議に加えて、パキスタンのペシャワール近郊にある難民キャンプ、あるいはミャンマー西部のロヒン

ギャ難民帰還地域、また、先日、緒方貞子総理特別代表とともに訪問したアフガニスタンにて、UNHCRの活動の現場を自分自身訪れ、現場の担当者や難民・帰還民から直接話を聞く機会を得て、改めてUNHCRが直面する様々な課題に対する理解を深めることができました。

外務省人道支援室とは

人道支援室は12名の室員より構成され、国際社会協力部（国連行政課、専門機関行政室、人権人道課、地球環境課、気候変動枠組条約室）に属し、UNHCRをはじめとする国際機関などを通じた人道支援、および国内での難民支援に係わる業務を担当しております。私が1983年に外務省に入省した際、最初に研修生として国連局企画調整課（注：その後の機構改革で現在は存在しません）という部署に配属されたのですが、当時、同課では限られた人員ながら人権、難民、環境、国連行財政、社会問題、薬物問題など、非常に多岐にわたる分野を担当しておりました。今から振り返ってみると、それがほぼ国際社会協力部の原型であったと言えます。20年近い歳月が過ぎ、いずれの分野も業務が飛躍的に拡大し、現在の体制に至っているわけです。

日本政府の難民問題への取り組み

昨年3月まで当室が難民支援室と呼ば

れていたことにも示される通り、日本政府にとって人道支援の中で難民支援は一貫して大きな柱となってきました。特に1990年代に入り、冷戦の終結を受けて長年の部族・民族対立が表面化、世界各地で紛争・人道危機が発生し、難民問題は地球規模での課題となりました。そして緒方国連難民高等弁務官の就任も受けて、日本は海外における難民支援に積極的に取り組んできています。このような日本政府の立場は緒方国連難民高等弁務官退任後も変わりはなく、日本経済が厳しい状況の中にあいながらも、昨年秋以降、アフガン難民・国内避難民のために1億ドルを超える支援を実施しました。

また、UNHCRとの間では海外における難民支援に際して日本の政府開発援助ODAとの連携も強化すべく、国際協力事業団（JICA）とUNHCRの間の定期的な政策対話や人的交流に加えて、現地の大使館、JICA事務所とUNHCR事務所の間の対話の強化にも努めてきております。

国内における難民問題

海外における難民支援と比較して、日本国内での難民支援については従来、必ずしも高い関心が向けられていませんでしたが、瀋陽総領事館事件を契機に国内での難民受け入れ体制が改めてクローズアップされました。長期間にわたる難民認定審査、難民認定制度の透明性、条約難民とインドシナ難民に対する処遇の差異、政府全体としての難民問題全般を取り扱う枠組みの不在など、様々な問題が

指摘されています。また、そもそも日本の場合、難民認定者数は増加傾向にあるものの、いまだ他の先進国と比較すれば大幅に少ないとの点もあります。すでに法務省にて難民認定制度の見直しに向けた専門部会が発足するなど、体制の見直し・整備に向けた動きが出てきておりますが、今後とも難民認定申請者の増加が予想されう中、早急な対応が求められています。

（2002年7月31日記）

筆者撮影。
緒方貞子総理特別代表とともに、訪れたアフガニスタンの帰還民の様子。



緊急事態対応ワークショップ 初めて韓国で開催

eセンターは、2002年5月20日から10日間にわたり、韓国ソクチョ市において「緊急事態対応ワークショップ」を開催しました。今回は、日本、韓国、中国、モンゴルそしてラオスの5か国から、政府関係者やNGO（非政府組織）国際機関の職員ら計31名が参加。センターの協力実施団体である米国「インターワークス」、そしてアジア・太平洋地域で勤務するUNHCR職員が、講師として自身の援助経験を交えながら訓練にあたりました。熱気あふれたワークショップ、参加者に感想を語っていただきました。

ピースウィンズ・ジャパン(PWJ)
海外事業部 土木技術師

スミコ・アミン

私はクルド人です。地元クルドのNGOを皮切りに5団体のNGOで、10年間、技術者として現場で活動してきました。今回、緊急事態対応理論や難民保護など、私の専門分野以外の多岐にわたる緊急対応全体を学ぶことができ大変有意義でした。さらに参加型かつチームで学ぶ形態を重視するこのワークショップは、現場での活動に役立ちます。また、知識のみならず同じ目的をめざす他の参加者と経験を共有できたことも大きな収穫です。

特定非営利活動法人 JEN(ジェン)
プログラム・オフィサー

景山綾子 かげやま あやこ

韓国のNGOの方も同じ意見でしたが、職員の訓練は自分たちの組織内ではなかなかできません。今回のように時間を割いて、優秀な講師の下で集中的な訓練を受けられるのは意義深いと感じました。

個人的には、難民の保護、他機関との仕事の分担、さらに難民や援助職員自身の安全確保に関して学ぶ、大きな成果を得ました。JENは世帯主である帰還民女性の自立も支援しており、女性への支援に必要な特別な配慮なども役立ちます。

国際協力事業団(JICA) アジア第二部
南西アジア・大洋州課 副参事

米林徳人 よねばやし のりひと

スリランカ駐在経験から、国際機関との連携に関心があり参加しました。ワークショップでは、援助計画の立案から実際のキャンプの運営までの全体の流れとマネージメントが理解でき、参考になりました。また、キャンプ設営、水・食糧配給量、衛生などセクターごとの支援手法も修得できました。JICAではすでに復興支援を実施していますが、修得した知識を活用していきたいと考えています。

中国政府 外交部
国際局 アタッシェ

柯友生 ケ・ユウセン

外務省での日常業務において難民の援助活動に携わったこともあります。系統立てて学ぶ機会がなく、保健衛生、水や食糧の配給、栄養計算など実際の援助計画の立て方を詳しく知ることができ大変有益でした。また、5か国から集まった若い世代の参加者が、互いに活動経験の共有や意見交換ができ、多くの事を得たと思います。緊急事態がない時にこそ、来るべき時に備えて学んでおくことが大切であると思います。

大韓赤十字社
国際部

キム・ジュジャ

韓国で開催され、NGOの職員など15名が参加できました。ワークショップの内容は、私たちの期待とニーズに合うものでした。これを機会に定期会議を持って、ネットワークを作りたいと思います。たとえば、私は、韓国への大量難民の流入を想定した対応計画(Contingency planning)の共同作成を他の参加者に提案しようと考えています。この訓練された人材を生かし、協力関係が一過性のものに終わらぬよう取り組みたいです。

ラオス政府 労働・社会福祉省
社会福祉局 国家災害管理事務所

ピラボン・シーソワーン キングダボン・ルアングラート

私たちはラオスで、自然災害に対する事前の準備から復興までを担当しています。ワークショップは、特に事前の対応計画など、緊急事態に対応する知識を向上させてくれました。これは例年起こる洪水の被災者の援助にも役立てられます。また、eセンターやUNHCRについても興味深く学びました。ラオスにはタイから帰還してきた難民だった人々があり、受け入れ援助事業を行っているからです。

モンゴル政府 法務・国家省
移住・帰化・外国人市民事務所管理局 局長

ホスパヤール・ガルディ

私が所属するのは、設立後まだ1年の新しい局ですが、難民援助と密接に関係があります。現時点では、モンゴル国内には難民の緊急事態はありませんが、配布された様々な資料、特に「緊急事態対応ハンドブック」は、自然災害による緊急事態への対応にも役立ちます。たとえば、事前の準備や援助の方法を学びました。帰国後はここで得た知識を他の部署と共有したいと思います。

UNHCR/B.Doyle



ワークショップは、「ソラクサン山国定公園」の雄大な自然に囲まれた施設で行われ、人道支援に関わる参加者たちの間に新たなネットワークを生み出した。

eセンターから

eセンター これからの方向性

UNHCR/T.Masuda



6月10日(月)からの3日間、東京・杉並において上級講座の「トレーナー養成講座(TOT)」を開催しました。お話を伺った3人の方も参加されました。会場は、立正佼成会のご好意により提供されました。

特定非営利法人JEN(ジェン)ピースウィンズ・ジャパン(PWJ)、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(SCJ)の3団体は、職員研修のためにeセンターの活動に定期的に参加しています。これらの団体の職員でeセンターの通信教育やワークショップを利用した人の数は現在までに40人を超え、これはeセンターの研修を受けた日本人全体の約4分の1にあたります。これらの団体の方々に、eセンターの研修の効果や将来の方向性について意見を聞きました。

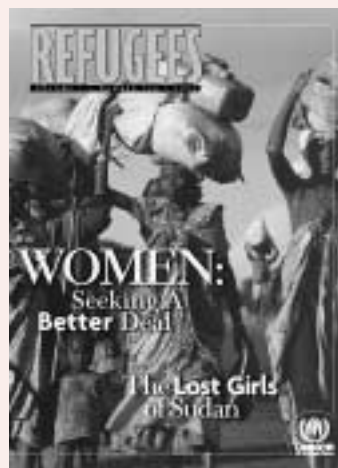
まず、「トレーニングは有益なだけでなく、国際人道支援の能力向上のために不可欠である」という点で意見が一致しました。PWJの石井宏明渉外担当は、「eセンターの研修プログラムは良質で柔軟なため、人道支援グループが現場に行く準備をするのに非常に有効だ」といいます。SCJの鶴田厚子スペシャル・アドバイザーは「eセンターは多くの実践的な知識を提供している。eセンターの強みは、研修にさまざまなNGO、政府機関、国連機関の職員が集まり、活発な討論や情報交換ができることだ」と指摘しました。JENの木山啓子事務局長は「ワークショップでは、緊急援助システム全体について包括的に理解でき、実際の現場での活動に備えることができる」と語りました。

短期間ではあるものの、実りあるeセンターの実績を踏まえて、今回、話を伺った全員がeセンターのアジア太平洋地域を対象とした活動を継続すべきだという点で一致しました。石井氏は、「eセンターが、これまで同様にさまざまな人道支援団体の意見を取り入れながら活動すれば、さらに発展すると思う。また、人道支援活動を行うには、人道問題に直接関係のないような事、たとえば戦略的にプロジェクトを見たり、事務所や現場、他団体との関係、資金提供者や一般の人々などすべてを視野に入れたりすることが必要だ」と指摘します。鶴田氏が提案するように、eセンターはさまざまな活動を通してこうした問題に取り組む必要があり、そして、今のような高い評価を維持するためにも、参加者が目標としている能力向上と提供する訓練の間のギャップを見出し、サービスを通して、常にそれを埋める努力をする必要があります。また、上級職員を対象にした研修を増やしたり、テーマをより高度なものにすべきだという意見も出ました。いずれにしても、eセンターがアジア太平洋地域の人道支援コミュニティのニーズや将来の変化に対応するには、石井氏の指摘のように、より長期的な活動が必要になるでしょう。

From "Refugees" Magazine

英語版「Refugees」誌は、UNHCR
ジュネーブ本部広報課が発行する季
刊誌(変形A4版・32ページ)です。
お読みになりたい方はホームページ
(www.unhcr.or.jp)をご覧ください。

「難民」 誌から



「Refugees」誌 通巻126号より

難民女性もスポーツで健康的に
スポーツに参加する

ダニア・チャイケル記

コンゴ民主共和国の故郷を逃れたとき、ヘレナ・ンゴンガ(22歳)は実質的に何もかも失った。2人の子どもをかかえてたどり着いたのは、アンゴラ的首都ルアンダ郊外にある難民キャンプだった。だが今では、子ども対象のサッカーのイベント企画で忙しい。ありふれたイベントだと思われるかもしれないが、これには、参加者がただボールを追いかけるという以上の深い意味がある。

ヘレナはサッカーのコーチとして働き始めたことをきっかけに、保育園の教師の仕事を得た。きちんとした賃金を得られるようになって、自尊心も持てるようになった。キャンプでは、退屈で単調な毎日がしばしば子ども達の健全な心をむしばむ。スポーツをすることで、子ども達はチームワークとリーダーシップを学び、ありあまるエネルギーを発散させることもできる。

オリンピックは、テレビが演出する「派手なお祭り」以上の役割を果たすべきで、困難の中にある子ども達を励ますこともできるはずだ。そう考えたのは、ノルウェーの元スピードスケート選手で、オリンピックで金メダルに輝いたヨハン・オラフ・コスと、ノルウェーのリレハンメル冬季オリンピック組織委員会だった。こうして始まった「オリンピック・エイド」は、現在UNHCRや小規模な非政府組織（NGO）と協力して、アンゴラを初めとする10か国で子どもの権利を遵守させる活動を行っている。その中心にあるのは、「すべての子どもには遊ぶ権利がある」という国連「子どもの権利条約」の規定であり、スポーツは、紛争や避難時のつらい経験で心に傷を負った難民の子ども達にとって、食糧や住居と同等の重要性があるという考えだ。

2002年のソルトレークシティー冬季オリンピック期間中に開かれたオリンピック・エイドの特別円卓会議で、ルード・ルベルス国連難民高等弁務官は、「遊びやチームワークは心の傷を癒し、難民キャンプという見知らぬ環境の中で、少しでも平和な時と同じ活動を取り戻す助けになる」と語った。さらに、UNHCRの親善大使として難民キャンプを訪問したアメリカ女優アンジェリーナ・ジョリーは、タンザニアのキボンボで出会った少女について次のように語った。この少女は両親と兄が殺されるのを目撃したため、感情をあまり表さなくなった。「彼女にとって、誰かと一緒にいて、遊ぶことで平和な頃の感覚を取り戻すことほど大切なことはないと思う。オリンピック・エイドの活動がめざしているのはそれです」。

最近、オリンピック・エイドは「コーチ・トゥ・コーチ（Coach2Coach）」というプログラムの下、カナダ、アメリカ、ノルウェー、オランダの各国からコーチのボランティアを採用した。彼らは6か月間を難民キャンプで過ごし、ヘレナ・ンゴンガのような難民の手助けをし、サッカーやバレーボール、バスケットボール、陸上競技、さらには空手や体操といったスポーツ活動の企画をする。

女性の参加を促す

少年たちはすぐに集まるが、女性の参加を促すのはデリケートな問題もあって難しい時がある。アンゴラのムセンデ・キャンプで活動するカナダ人コーチのマイケル・ハンターは、難民女性は夫と離れ離れになっている場合が多く、家族全員を養わなければならないため、「肉体的・精神的な健康への配慮が、もっとも後回しにされやすい」と指摘する。

男女間の競争心が邪魔になることもある。ムセンデで、ある少女がサッカーの試合に参加しようとしたところ、少年たちから嵐のようなヤジが飛んだ。このためコーチは少女にボールをパスして、全員でプレーするよう少年たちに言い聞かせた。少年たちは明らかに気が進まない様子だったが、試合がすすむうちに、とうとう一人の少年が彼女にパス。すると、もうヤジは飛ばなくなった。

ボランティア・コーチとして、ウガンダ北部のパケレで同様の問題に直面したのは、故郷のカナダでも困難な状況にある子ども達を支援していたアビー・シュナイダー（21歳）だ。「学校が終わると、少女たちは水汲みをしたり、妹弟の面倒を

見たりと多くの家事をこなさなくてはならない」。年長の少女たちも、スポーツへの参加を場違いに感じたり、恥ずかしかったりして消極的だ。そこでシュナイダーは、彼女たちに、まず小さな子どものグループの面倒を見させることにしている。「家族の面倒を見てきた少女たちは、スポーツで競わせようとするより、グループリーダーにするほうが容易なのです」。

一方、トロント出身のコーチ、スージー・パイロによると、ベニンのクポマス・キャンプでは、女性や少女たちが「『遊び』に出かけるという贅沢^{ぜいたく}」のために、仕事から離れるのは難しいという。また、22か国から集まってきた難民をまとめるのも困難が伴う。だが、ひとたびサッカー・トーナメントをやると決めたら、少女たちは次々に困難の解決策を見出していた。まず、キャンプ内でトーナメントの開催を発表し、チーム分けは、国籍ではなく年齢や体格によって行った。そしてついには、活気にあふれる大会を実現したのだ。

女性コーチがいると影響はさらに大きい。コートジボワールの首都アビジャンから800キロほど西にあるダナネ周辺で、リベリアとシエラレオネの難民のコーチを務めるマリアン・スカリーは言う。「私は女性だから、少女たちに参加を促しやすいのです。というのも、彼女たちが私を模範とみなしてくれるからです」「コーチ同伴のサッカー試合で、女性がプレーしているのを見ると、誰もが感心してくれました。ある少女は、女の子がトラップをしたり、ボールをコントロールするのを見るのは初めてだったと言いました」。

ダナネで活動しているケベック出身のコーチ、ルイズ・ハメルは、少女は少年と同じくらい熱心で創造的だが、「自由時間がずっと少ない」と言う。女性がスポーツをすること、とりわけ男性のすぐそばでプレーするのは、多くの難民社会だけでなく、世界のその他の地域でもごく最近始まったことだが、人々は少しずつ慣れてきている。「男性が、私たちを強く活発だと見てくれているのは間違いありません」。徐々にではあるが、オリンピック・エイドのコーチの存在は、難民のスポーツや性差に対する見方を変えつつあるようだ。

UNHCR/R. CHALASANI/CS・ETH・1998



バレーボールを楽しむソマリア難民の女性たち。エチオピアにある難民キャンプで。

HCR協会
から

助っ人会員とは

日本国連HCR協会では、2000年10月の設立以来、「助っ人会員」制度を設けています。「助っ人会員」とは、ボランティアとして、UNHCRの難民援助活動を日本国内において協力して下さる方々です。

日本の民間からの寄付の窓口である当協会の事業目的の一つは、より多くの方々とともに難民問題やUNHCRについて考え、活動の輪を広げていくことです。「助っ人」とは、そうした期待を込めて名づけられました。

第1回「助っ人会員の集い」

6月20日、国連「世界難民の日」展が、東京・渋谷のUNハウス(国連大学ビル)

のUNギャラリーにて開始されました。これを受けて翌21日、第1回「助っ人会員の集い」を開催しました。梅雨の合間の青空を見せる金曜日の夕方、関東近郊や遠くは愛知県より14名の参加者と、UNHCR東京事務所および協会スタッフ5名が集まりました。

集いは座談会形式で、写真展が行われているフロアの一角で和やかな雰囲気が進められました。参加者の顔ぶれは多彩で、様々な視点からの意見が交換されましたが、全員に共通していたものは「難民問題」「難民支援」への関心でした。たとえば、ある主婦の方は、漠然と抱えてきた「世界平和」という壮大な枠組みの中で、日常生活と「難民問題」をどう関連付けたいのかというコメントをされました。

山本浩事務局長からは、UNHCRと日本国連HCR協会の役割についての概説があり、また、日本の民間からの支援が様々なレベルで活発なものとなっていくよう根気よく働きかけていきたいとの発言がありました。

また、今年3月から4月にかけてアフガニスタンに出張していたUNHCR日



初の顔合わせとなった第1回「助っ人会員の集い」には、親子で会員になって下さっている方々の参加もありました。

本・韓国地域事務所の箱崎律香広報官が、現地状況とギャラリーに展示している本人撮影の写真、数十点に関する説明をしました。参加者は、臨場感溢れる現地の様子に興味深く聞き入っていました。新しい出会いと情報を得た参加者たちが今後の活動への期待を語り、再会を約束しつつ本会は終了しました。

個々人の力では実現の難しいことも同じ目的に向かって行動を起こす人々が集まることにより、「つぶやき」がより大きな「声」へと育っていくことを期待し、今後は、より広範囲で充実した会員サービスや活動ができるよう協会としても努力していく所存です。

*助っ人会員への入会方法や詳細については、ホームページ www.japanforunhcr.org/sketto.html をご参照いただくか、協会までご連絡ください(電話 03-3499-2450)。

長嶋茂雄さんが「日本国連HCR協会協力委員」
として紙面広告に登場



長嶋さんが「UNHCR、ご存知ですか? 難民支援へのご協力をお願いします」と日経新聞(6月14日・全国版)、朝日新聞(18日・大阪版)、朝日新聞(19日・東京版)、読売新聞(20日・全国版)での「世界難民の日」紙面広告にて呼びかけました。長嶋さんは、緒方貞子前国連難民高等弁務官を支援するために経団連が中心となって設立した難民救済民間基金の委員をされていたご縁もあり、快くボランティアでご協力を引き受けてくださいました。

難民教育基金シンポジウム
開催のお知らせ

難民の中等・高等教育について話し合う初めての国際シンポジウムが2002年9月18~19日、ジュネーブで開催されま

す。詳細は英文のホームページ (www.RefugeeEducationTrust.org) をご参照ください。

Regional Development

世界のUNHCRの ニュースから

2002年ナンセン賞、 ノルウェー船タンパ号の 乗組員に贈られる

昨年8月、インド洋上で難破船から数百人の庇護希望者を救助したノルウェーの貨物船タンパ号の船長、船員、そして船主に対し、2002年ナンセン賞が授与された。この賞は、毎年、難民のために優れた働きをした個人や団体に贈られている。

アルニー・リンナン船長と船員たちは、6月末にノルウェーの首都オスロで開かれた式典で、ソニア・ノルウェー王妃とルード・ルベルス国連難民高等弁務官からメダルと賞状を授与された。リンナン船長らは、巨大な貨物船の航路を変更してまで438人のボートピープルを救助。その後、タンパ号がオーストラリア政府に寄港を拒否された事件は、国際的な大論争を巻き起こした。ナンセン賞委員会は、今回の授賞は海上救助の原則を



UNHCR/S.HOPPER/DP・2002
2002年ナンセン賞の受賞者と
ルベルス難民高等弁務官(右から2人目)

貫いたリンナン船長らを称えるものだと発表している。

アフリカ平和と紛争の兆し

2002年初めの時点で、アフリカにおけるUNHCRの援助対象者は420万人以上。しかし今年半ばまでに、アフリカで最も残虐で長く続いた二つの内戦の終結に向け、大きな動きがあった。

10年におよぶ内戦で避難民数十万人、死者5万人を出したシエラレオネでは、戦闘が終わり、世界最大の平和維持活動となった1万7400人の国連軍が見守る中、平和的な大統領選挙と議会選挙が行われた。また、内戦の沈静化で16万2000人の難民が帰還したが、近隣諸国にはまだ同じ数の難民が残っている。

アンゴラでも、反政府軍の指導者ヨナス・サビンビの死後、停戦協定が結ばれ



UNHCR/JAUSTIN/CS・SLE・2000
故郷をめざすシエラレオネ難民。

た。内戦により少なくとも400万人が国内で避難民となり、50万人近くが近隣諸国に流出した。再び戦闘が起きなければ、来年にも帰還が始まる見込みで、翌2004年には選挙も予定されている。

コンゴ民主共和国では、不定期ながら平和を模索する話し合いが行われている。一方、ブルンジでは、暫定政府発足後、タンザニア西部のキャンプから難民の自力での帰還が進んでいる。

一方、新たにさまざまな問題も起きている。リベリア内戦の再発は、この国だけでなく近隣諸国の安定を脅かしている。また、コンゴ共和国とコンゴ民主共和国も不穏な情勢だ。「アフリカの角」諸国でも戦闘は続いていて、これらの地域から新たな難民が生まれている。

国連「世界難民の日」展、 開催される

UNHCR日本・韓国地域事務所は、日本国連HCR協会との共催で、国連「世界難民の日」展を開催した。この展示会は、学校法人 杉野学園と文京学院大学の協力を得て、今年の「世界難民の日」を記念し、6月20日～7月19日までの間、東京・渋谷のUNハウスにて行われたも

ので、およそ2000人が訪れた。

「難民女性」をメインのテーマに約90枚のパネルを展示。難民の歴史の他、写真家・今岡昌子さんや毎日新聞社会事業団から提供された写真、UNHCRの箱崎広報官が撮影してきたアフガン難民・帰還民などの写真が来訪者の目を引いた。また、難民援助に関わるNGOの協議会 PARinAC から7団体が展示に参加し活動を紹介した。



展示の説明を受ける緒方貞子・前難民高等弁務官。

日本の 歴史と庇護

Chiune SUGIHARA

杉原千畝は、第二次世界大戦中にバルト3国の一つリトアニアの日本領事館に副領事として勤務中、ナチスドイツからの迫害を受けていたユダヤ人たちに日本を通過できるビザを発行して多くの命を救い、「日本のシンドラ」と呼ばれた外交官です。

杉原は1900年、岐阜県の生まれ。外務省留学生として中国東北部のハルピンに留学しました。その後、外務省でロシア関係の専門家としてのキャリアを積み、1939年、リトアニアに領事館開設を命じられ、赴任しました。

ちょうど日本がドイツ・イタリアと三国同盟を結ぶ前の1940年7月、たくさんのユダヤ人がリトアニア領事館の周りに集まっていました。それは、激化するナ

杉原千畝

[1900～1986]

難民に
「命のビザ」を
与えた外交官



チスの迫害と優勢なドイツ軍の進撃を逃れるため、日本を経由してアメリカなどに行こうしているユダヤ人たちでした。当時、日本の通過ビザは十分な所持金や最終行き先国の確認など一定の基準を満たした人のみに発行されており、領事館に来たユダヤ人の多くはその基準を満たしていませんでした。しかし、このままでは彼らの多くが殺される可能性がある、杉原は規則と良心の狭間で悩んだ末、とうとう独自の判断でビザの発行を決心します。杉原はそのときの心境を次のように語っていました。「(略)...ユダヤ民族から永遠の恨みを買ってまで、旅行書

類の不備、公安配慮云々を盾にとって、ビザを拒否してもかまわないが、それが果たして、国益に叶うことだというのか。苦慮、煩悶の揚句、私はついに、人道、博愛精神第一という結論を得た。そして私は、何も恐るることなく、職を賭して忠実にこれを実行し了えたと、今も確信している」(渡辺勝正編著『決断・命のビザ』より、大正出版刊、1996年)

それから、彼は領事館を閉鎖してリトアニアを去る直前の8月26日までの間に2000通を超えるビザを、寝る間も惜しんで発行し続けました。中には家族用のビザもあり、杉原が発行したビザによって命を救われたユダヤ人は6000人に上ると推定されます。

リトアニアを離れた後、杉原はチェコスロバキア、続いてケーニヒスベルグ(当時ドイツ領)の領事館に勤務。その後41年には、ルーマニアの日本公使館に赴任し、戦争終結と共に外交官としての活躍を終えました。そして1969年、杉原は彼の行動によって救われた一人、イスラエルのパルハフティク宗教大臣より、勲章を授けられたのでした。

難民問題はまだまだ続いています！ 支援募金にご協力ください



UNHCR / R.Hakozaki

ご支援の方法

郵便局から募金を振り込む。

口座番号 00140-6-569575

口座名 HCR協会

皆さまからのご寄付は世界約120か国で活動するUNHCRが最優先とする地域での支援に使わせていただきます。通信欄に以下のようなご指定を記入していただくこともできます。

アフガン難民(緊急ファンド)
難民女性
難民の子ども

次のような支援方法もあります。

「助っ人会員」になって、地域の人々に支援を呼びかける。定期的に寄付する「プレジドナー」になる(ご指定の記念日にメッセージカードをお送りいたします)。寄付や会費に、郵便局の自動払込みを利用する。

ホームページからお申込みいただけます。また、ご連絡をいただければ資料を郵送いたします。

その他、詳細はお問い合わせください。



特定非営利活動法人
日本国連HCR協会

Tel.03-3499-2450 Fax.03-3499-2273
ホームページ <http://www.japanforunhcr.org>